

1. 内容

患者限定薬品採用申請書に基づく新規購入薬剤について、電子カルテの準備ができておらず処方できない場合は、医師による手書き処方箋にて対応したのち、後日薬剤師が手書き処方箋情報に基づき事後入力し、医師は薬剤師の代行入力に対する承認を行う。

2. 実施の流れ

事後処方の代行入力

薬剤師

・手書き院内処方にて調剤された薬剤に対し、後日事後処方を代行で行う

電子カルテへの記載例

・「〇月〇日手書き処方にてオーダされた薬剤に対し、事後処方を代行で行いました」

医師

・薬剤師に対する指示入力を確認し、代行オーダに対する承認を行う